

むつ市農業委員会
第 8 3 6 回総会議事録

むつ市農業委員会第836回総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月15日(水) 10時30分から11時00分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員(17名)

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	西村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員(10名)

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

6	水戸隆璽
---	------

○農地利用最適化推進委員（なし）

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第27号 令和7年農作業標準賃金（案）について

報告第29号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 立花 一雄

総括主幹 菅原 賢一郎

主幹 白戸 由布子

会計年度任用職員 武市 真実

7. 会議録署名委員

19番 中村 貞幸

1番 村口 利光

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 白戸 由布子

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)

———農業委員会憲章唱和———

ただいまから、むつ市農業委員会第836回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において19番 中村貞幸委員、1番 村口利光委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の白戸主幹を指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声あり)

議長(坂本会長)

ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。それでは会議を進めます。

日程第3、議案審議を行います。

議案審議に入る前に、総会資料の誤字訂正について事務局から説明があります。事務局、説明願います。

事務局

総会資料に誤字がありましたので、訂正をお願いいたします。

資料5ページ、議案第25号の中段下の「大農機具及び家畜」の種類に「エアコン」とありますが「モアコン」誤りです。「モアコン」に訂正願います。同じページの下の方「現地確認調査結果」の欄に「3名で調査した結果」とありますが、「4名で調査した結果」に訂正願います。

次に、15ページ、冒頭に「案第37号」とありますが「議案第27号」の誤りですので訂正をお願いします。

以上で資料誤字訂正の説明を終わります。

議長(坂本会長)

それでは、議案審議に入ります。

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第25号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第25号 農地法第3条第1項による許可申請についてご説明いたします。

申請地は、大字田名部字内田42番1945、面積9,345㎡、登記地目「山林」農地台帳地目「畑」、農業振興地域内、農用地区域内の土地で、むつ市大字田名部字内田在住の● ●●さん所有の農地で、使用権賃貸借であります。

借受人は、むつ市大字関根字水川目在住の●● ●●さんです。

	<p>申請事由、借受人の経営面積、労働力状況については資料のとおりです。主な作付け作物は「デントコーン」を予定しています。</p> <p>12月25日に、佐々木委員、中村委員、佐々木推進委員、事務局の4名で現地確認を行った結果、農地法第3条第2項各号に該当はみられず、特に問題はないことから、許可相当と思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第25号について補足説明ございますか。</p>
中村委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第25号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第25号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題に供します。</p> <p>議案第26号について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市脇野沢渡向381番2、ほか5筆、面積合計、7,613㎡で、所有者は4名です。</p> <p>これらの農地は、令和元年4月の第768回総会において農用地利用集積計画が承認され、以降、中間管理機構のおおもり農業支援センターから脇野沢農業振興公社が借り受け耕作中の農地です。</p> <p>令和6年4月の第827回総会で利用権再設定を行う予定でしたが、未相続であったため、手続きに時間を要し、今回の集積計画となっております。利用権再設定の農地の地番、所有者、年額の貸借料は資料に記載のとおりです。</p> <p>12月23日に、村口委員、鴨田委員、富江推進委員、事務局の4</p>

	<p>名で現地確認調査したところ、積雪により現地に行けなかったため、国道に面している農地は道路から、それ以外は遠方から目視確認を行いました。その結果、転借人は脇野沢農業振興公社で、むつ市の認定農業者であり、転借した農地の全てを有効利用する労働力と資機材を保有し、当初の計画に添って「そば」を中心に作付けしており、計画を承認する要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
村口委員	<p>特にありません</p>
議長(坂本会長)	<p>ご苦労様でございました。説明が終わりましたので、これより議案第26号について審議を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第27号、令和7年農作業標準賃金(案)について、議題に供します。</p> <p>議案第27号について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第27号、令和7年農作業賃金(案)についてご説明致します。</p> <p>本議案は、平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止されたことを受け、平成22年度以降毎年、農作業員を臨時で雇用する場合や農作業を委託する場合、農業者の皆さんの目安にしてもらうために、農作業標準賃金を公表しております。</p> <p>農作業標準賃金の「労賃」につきましては、青森県の最低賃金を下回らないよう金額を設定し、請負につきましては、近年、農機具部品や資材、燃料の高騰、為替相場の円安を受け、昨年より若干ではありますが、増額の設定といたしております。</p> <p>なお、請負の草刈りは、農地保全管理のための草刈りで、牧草刈り取りの請負ではありませんのでご了承下さい。</p> <p>また、標準賃金、標準額は、あくまでも地域の農地の状況、作業条件などを勘案し、当事者間で賃金を決める際の参考として利用いただくものとなります。以上で説明を終わります。</p>

